

変更契約締結に関する説明書

1. 変更契約時提出書類

(1) 工事請負変更契約書 (様式第2号) 2部

●変更契約書については宇佐市のホームページに掲載していますので、県の変更契約書ではなく宇佐市の指定様式でお願いします。 <http://www.city.usa.oita.jp/>

(注) 1 契約書1通に収入印紙(課税標準とされる契約金額は、変更請負増額から消費税及び地方消費税の額を除いた金額である。)を貼付し消印すること。

2 減額の場合は、記載金額のない第2号文書に該当するので、200円の収入印紙を貼付し消印すること。

3 変更契約書については、市の指定様式を必ず使用すること。

(県等の様式は使用しないこと。)

(2) 契約の保証を付したことを証する書類 1部

① 請負代金額の増額変更時の取扱い

請負代金額の増額が2割を超える変更を行おうとする場合で、契約保証金の金額(公共工事履行保証証券による保証の場合にあつては、保証金額、履行保証保険の場合にあつては、保険金額)が変更後の請負代金額の12分の1未満になるときは、契約保証金額(公共工事履行保証証券による保証の場合にあつては、保証金額、履行保証保険の場合にあつては、保険金額)を変更後請負代金額の10分の1以上に増額変更の手続きを行い、変更後の契約の保証を証する書類を提出すること。

② 工期延長時の取扱い

保証期間が変更後の工期を含まないときは、保証期間を変更後の工期を含むように延長変更の手続きを行い、変更後の工期を含んだ契約の保証を証する書類を提出すること。ただし、現金及び前払保証事業者の保証の場合は提出を要しない。

なお、この場合の取扱いは監督員と協議すること。

(3) 課税事業者届出書又は免税事業者届出書 1部

当初契約の課税期間内に変更契約締結予定日が含まれていないときは、当該予定日が含まれる課税事業者届出書又は免税事業者届出書を提出すること。

(4) 現場代理人及び主任技術者等選任(変更)通知書 2部

① 請負代金額の増額変更時の取扱い

変更後の請負代金額が、3,500万円(建築一式工事にあつては7,000万円)以上になったときは、当該建設工事の現場に専任の主任技術者を設置しなければならない。

② 請負代金額の減額変更時の取扱い

変更後の請負代金額が、3,500万円(建築一式工事にあつては7,000万円)未満になったときは、当該建設工事の現場に設置される主任技術者は専任を要しない。

③ 工期の変更時の取扱い

約款上、工期の変更があろうとも受注者は、変更通知書を提出する義務はない。

2. 契約締結後提出書類

(1) 建退共証紙購入申告書 . . . (※共済証紙は、契約締結日以後に購入のこと。) . . . 1部

請負代金額の増額変更があつた場合は、共済証紙を追加購入し掛金収納書を指定部分に貼付して建退共証紙購入(変更)申告書を提出すること。

※ [提出期限 契約締結後7日以内]

(2) 変更工程表 1部

※ [提出期限 契約締結後14日以内]

◎ 上記の変更契約提出書類提出先

【 工事担当課 】